

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

127

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び業務管理体制の整備に関する事務・権限の都道府県知事から市町村長への移譲

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び全ての事業所が1つの市町村の区域に所在する場合の業務管理体制の整備に関する事務・権限を都道府県知事から市町村長へ移譲する。

具体的な支障事例

事業者の指定権限は県知事が有しているため、事業所が設置される市町村はどのような事業所が開設されるか分からないにも関わらず、障害福祉サービスの給付費の支払いを行っている。さらに、事業所が不正を行った場合、行政処分は県が行い、その処分に伴う返還金の請求事務は市町村で行うこととなっている。給付費の支払いや不正に伴う返還金の請求事務の責任は、市町村にあるにも関わらず、指定から監査、行政処分等を一貫して行うことができず、市町村が主体的に事業者を管理できていない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

指定障害福祉サービス事業者の指定及び業務管理体制の整備に関する事務・権限を有することにより、市町村の責任のもと事業者への監査等が可能となり、支援内容の質の確保並びに介護給付費、訓練等給付費、サービス利用計画作成費及び特定障害者特別給付費の支給の適正化が期待される。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 36 条、第 51 条の 2、第 51 条の 3、第 51 条の 4 等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮崎市

—

各府省からの第 1 次回答

「平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)に基づき、本年 4 月 1 日から、業務管理体制の整備等の事務の権限を都道府県知事から中核市の市長に移譲したところである。指定障害福祉サービス事業者の指定等の事務及び業務管理体制の整備等の事務を都道府県から市町村に移譲す

ることについては、業務管理体制の整備等の事務が加わった中核市における事務の実施状況等を踏まえて検討していくべきものであり、中核市への移譲が施行されたばかりの現時点において、市町村への移譲の判断を行うことは妥当ではない。
なお、お求めの措置については、条例による事務処理特例制度を活用していただくことで対応可能と考えられる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現在、大府市では当該事務に関して愛知県に対しても権限移譲の希望を出しており、当該事務の移管を強く希望しております。
ただ、今回、障害福祉サービス事業所の適正な管理運営を進めるという意味で、全国一律が難しくても、希望する市町村からだけでも権限の移譲を進める必要があると考えています。
その理由は、障害福祉サービス事業所は、開所されれば設置自治体の障害者の利用が中心になることが多く、障害者の支援や給付費の支払いなどからも設置自治体が責任を持って事業所を管理できる体制が望ましいためです。
また、社会福祉法人以外の多様な法人が障害福祉サービス事業を行える現状では、事業所により近い存在である市町村が主体的に管理することで、適正な法人による運営、不正の防止などが図られると考えられるからです。
事業所の数や職員の体制など市町村により状況は異なるため全国一律での移譲は難しいかもしれませんが、中核市における当該事務の実施状況の把握や当該事務の移譲を希望する市町村の全国的な把握を行い、希望する市町村からだけでも、移譲を進めていただくよう希望します。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案に沿って、指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び業務管理体制の整備に関する事務・権限については、都道府県知事から市町村長へ移譲すべきである。

【全国市長会】

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、本年から中核市に事務権限を移譲したばかりであることを踏まえ、さらなる移譲については、手挙げ方式を含めた検討を行うこと。

各府省からの第2次回答

第1次回答でお答えしたとおり、指定障害福祉サービス事業者の指定等の事務及び業務管理体制の整備等の事務を都道府県から市町村に移譲することについては、本年4月1日から、業務管理体制の整備等の事務の権限を都道府県知事から中核市の市長に移譲したところである。業務管理体制の整備等の事務が加わった中核市における事務の実施状況等を踏まえて検討していく必要がある。

令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）記載内容

4【厚生労働省】

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)

指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び指定障害福祉サービス事業者(全ての事業所が一の市区町村の区域内にあるものに限る。)による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(36条、51条の2、51条の3、51条の4等)に係る事務・権限については、当該権限を市区町村(指定都市及び中核市を除く。)に移譲することの必要性等について、地方公共団体に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、令和2年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。